

障発 0219 第 1 号

令和 6 年 2 月 1 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱の
一部改正について

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業については、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」(平成 1 9 年 5 月 2 5 日障発 0 5 2 5 0 0 1 号当職通知)により実施しているところであるが、今般、別紙のとおり「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱」の一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日※から適用することとしたので、適正かつ円滑な実施に御協力をお願いする。